

問い合わせ先

(EY India 駐在)
山口 哲男・松田 博司
本山 禎晃・ヴィジェイ・ラマスワミ

(EY Japan 駐在)
城市 武志

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com
hiroshi.matsuda@in.ey.com
sadaaki.Motoyama@in.ey.com
Vijay1.Ramaswamy@in.ey.com
takeshi.joichi@jp.ey.com

JBS フラッシュニュース

2017 年 2 月号

1. 【税務】GAAR の明確化を発表
2. 【税務】POEM 判定の最終のガイドラインを発表
3. 【税務】更正通知提案書 (SCN)、裁判 (Adjudication) 及び徴収 (Recovery) に関する通知を発表
4. 【投資】M-SIPS 改正を閣議決定
5. 【税務】物品の海上輸送、農村の銀行口座、旅行会社、アグリゲーターに関するサービスの通達を発表



EY

Building a better
working world

本年度予算案は、その発表方法において3つの改革が行われました。すなわち、従来の慣行から脱却し、2月1日に発表、鉄道予算と一般予算の統合、そして、計画支出、非計画支出の分類をなくし、セクターや省庁へ 全体的な観点から割当を行ったことです。一方、予算案における税務の提案は概して、例年ほどのボリュームはなかったといえるでしょう。むしろ、予算案前にいくつかの重要なアップデートが行われました。本稿はその動向を取り上げます。

1. インド税務当局は GAAR の明確化を発表

インド所得税法は、一般的租税回避防止規定(GAAR)の形式で規定を含んでいます。これは、否認される租税回避行為(impermissible tax avoidance arrangements)を扱う広範な権限を税務当局に付与しているものです。所得税法上の GAAR の規定は、2017-18 年度からの施行となります。GAAR 規定はガイダンスに従って適用されることになっており、規定される条件に準拠する必要があります。

ステークホルダーや業界団体は GAAR 規定の運用の明確化を要求し、CBDT は 2016 年 6 月にワーキンググループを設置しました。

2017 年 1 月 27 日に、その要求に従って、CBDT は通達を発行し、Q&A の形式で 16 の明確化を行いました。そして、同日付でその明確化を要約したプレスリリースを発行しました。

通達の主要な明確化は以下の通りです。

- (a) GAAR は、特定租税回避防止規定(SAAR)と共存できる。租税条約における特典制限条項テストで十分に租税回避に対処できていない場合、GAAR 規定も適用可
- (b) 同一の事実や状況が続く場合、GAAR を異なる年度に適用する際に、一貫性の原則を遵守する
- (c) 事前裁定制度の当局(AAR)が事前裁定で行為が許容し得るものとみなした場合、あるいは行為を是認する際に、裁判所や会社法審判所(NCLT)が租税回避事項を適切に調査した場合、GAAR は適用不可
- (d) 行為における全ての納税者にわたって対応的調整を行うことは、GAAR の抑止を妨げることになるので、これを認めない

通達はまた、GAAR 規定はそれに値する事案のみ適用するよう、GAAR が行使される前に、十分な手続き上の保護条項を設けるべき(承認パネルで厳しく吟味する等)と述べています。通達ではその他、転換社債、無償新株等への祖父条項の範囲の取扱いについて明確化しています。

プレスリリースはまた政府が税務規則に確実性と明確化を提供することをコミットしており、GAAR 運用に関してステークホルダーの疑念についてさらなる明確化が追って提供されるでしょう。

[Please click here to access the alert.](#)

2. CBDT は会社の居住性判定のための実質的管理地(POEM)判定の最終のガイドラインを発表

2017 年 1 月 24 日付け 2017 年通達 6 号によるインドでの外国会社の POEM 判定の最終ガイドラインのリリースとともに、CBDT は同日付けで最終ガイドラインのリリースをアナウンスするプレスリリースを発表しました。

このアップデートはプレスリリースの主要なポイントにハイライトをあてたものです。

休眠会社(ペーパーカンパニー)をターゲットとする意図

- ガイドラインはインド国外での能動的事業(ABOI)を行っているかの判定を規定し、POEM の判定にあたり、インド国外で能動的事業に従事している外国会社を除外している

- プレスリリースは POEM の意図はペーパーカンパニーや実際の支配や管理はインドで行われていながら、インド国外で所得を保持するために設立された会社をターゲットにしていることを明確化している

インドに PE があるというだけで POEM になるわけではない

- プレスリリースでは、ガイドラインは、ただインドに PE があるというだけで、あるいは、インドとビジネスコネクションがあるということのみをもって外国会社を対象とすることや、グローバル所得に課税することを意図しているわけではないと強調している

小規模会社を除外

- プレスリリースでは、ガイドラインは年間の売上総額/総収入が 5 億ルピー以下の会社には適用しないと規定している

ガイドラインは POEM のテストは「形式より実質重視」のひとつであり、各事案の事実や状況を年次で考慮して決定されることを強調しています。ガイドラインは POEM は主に会社がインド国外で能動的事業 (ABOI) を行っているかに基づいて決定されることを規定しています。ABOI は以下の規準で評価される必要があります。

- (i) 納税者の受動的所得はない、かつ
- (ii) インド国外の資産規準、従業員数、給料・賃金。

ABOI テストを満たす会社であっても、もし取締役会の大半がインド国外で行われている場合で、かつ、事実上の意思決定機関が取締役会である場合には、POEM はインド国外にあるとみなされます。

ABOI に従事する会社以外の会社について、ガイドラインは 2 段階のテストを規定しています。

- (a) 主要なマネジメントや商業上の決定を行う人の特定
- (b) これらの決定が事実上、行われる場所の決定

この点について、ガイドラインはまた、取締役会議の場所、本店の場所、誰がシニアマネジメントを構成するか等、関連の要素を規定しています。また、決定の実行の場所やルーチンの日常的な決定が行われる場所は、POEM の判定に関係ありません。さらに、POEM は、一面だけを見て決定されることはありませんが、POEM が判定される年度における期間にわたって、行われる活動を考慮して POEM は決定されます。ガイドラインはまた取締役会による意思決定への参加が電話やビデオ会議、あるいは書面決議の形式で行われる場合における POEM の判定を取り扱っています。それはまた、株主による決定の影響も取り扱っており、株主のため取っておかれた事項に関する決定と、会社の機関を制限する決定との間の相違点を指摘しています。

行政上の保護措置として、ガイドラインは 2 段階の承認を要求しています。POEM 調査を開始する前に、税務担当官は、所得税局第一長官または長官から事前許可と 3 人の税務担当高官の許可を得なければなりません。外国会社の居住性を決定する前に、納税者にヒアリングの機会を与えなければなりません。

ガイドラインはまた、POEM 判定における処理原則の適用性を例示するため、5 つの事例を規定しています。事例の詳細は附属文書 A に記載されています。

附属文書 B では、参照しやすくするために、ドラフトのガイドラインと比べて通達でなされた変更点を一覧にしています。

[Please click here to access the alert.](#)

3. CBEC は 更正通知提案書 (SCN)、裁判 (Adjudication) 及び徴収 (Recovery) に関する通知を発表

本稿は 2017 年 1 月 19 日付けで No.96/1/2017 - CX.1 により、CBEC からドラフトの形式で発表された基本通達の内容を要約したものです。これは更正通知提案書、裁判、徴収を取り扱っています。

基本通達は既存の物品税の 85 の通達を統合することを目的としています。当該事項に関する関連の法律及び法定の規定は、過去に発行された全ての関連の通達を含み、もはや関連のない通達を廃止することによって、ひとつにまとめられます。

2 つの附属文書も当該通達に添付されています。

- 附属文書 I は、基本通達によって廃止されることになる 82 の通達のリストを規定しています。
- 附属文書 II は、当該事項に関して網羅的な指示を含むので、引き続き有効な 3 つの通達のリストを規定しています。

基本通達ドラフトは 4 つの部分に分かれます。

- Part I は更正通知提案書 (SCN) 関連の問題を取り扱っています。
- Part II は、裁判の手続きに関連する問題を取り扱っています。
- Part III は、手続きの終了と税金の徴収を取り扱っています。
- Part IV は各種問題を取り扱っています。

委員会は、2017 年 2 月 15 日までに当該ドラフト通達に関して企業や当局の担当官のフィードバックを求めています。提案やコメントは shankar.sarma@nic.in までメールを受け付けています。

既存の物品税通達の基本通達への統合は、税務当局にとっても納税者にとっても、更正通知提案書、裁判、徴収に関連する問題について、ワンストップソリューションを提供することになるでしょう。

基本通達は上記事項に関して、クイックレファレンスガイドとして有用であり、各種通達や指示書を分析するのに費やしていた多くの時間を節約することになるでしょう。

[Please click here to access the alert.](#)

4. M-SIPS 改正を閣議決定

本稿は、閣議承認した M-SIPS 改正点を要約したものです。

通信・技術省は 2012 年 6 月に電子システム設計・製造 (ESDM) セクターへの投資を即しするため M-SIPS を導入しました。

主な改正点は以下の通りです。

- スキーム下における申請受理のタイムラインは 2018 年 12 月 31 日か、インセンティブのコミットメントが 100 億ルピーに達した時点のどちらか早い方
- 新規承認については、スキーム下におけるインセンティブはプロジェクト承認日から享受可能
- インセンティブはプロジェクト承認日から 5 年以内になされた投資について可能
- 承認は通常、完全な申請を提出してから 120 日以内に適格な申請に与えられる
- スキーム下でインセンティブを受けるユニットは、少なくとも 3 年間、商業生産をしなければならない

政府の適格な申請を処理するための特定のタイムラインや承認プロセスを導入する動きは、民間投資を早め、タイムリーに特典を得られるようになり、産業界を後押しすることになるでしょう。

利用可能なインセンティブの効力発生日について、申請者がすでに申請書を提出済みであるものの承認待ちであるケースの取り扱いについて、より明確化が求められます。このようなケースで、承認日からインセン

タイプを利用可能にする動きは、ベネフィットを切り詰める効果を持ち、それゆえ、投資者に不利益に働くことになってしまいます。

産業界は、M-SIPS 政策変更の正確な影響を理解するために、改正点を実行する公式通達を待つ必要があります。

[Please click here to access the alert.](#)

5. 財務省は、物品の海上輸送、農村の銀行口座、旅行会社、アグリゲーターに関するサービスの通達を発表

本稿は、各種サービスについて、多くの免除、リバースチャージでの支払い、そして減額を認めていたこれまでのサービス税規則や通達を改正するために、財務省が発表した4つの通達を要約したものです。

通知された主要な変更は以下の通りです。

- 非課税地域に所在する者が非課税地域に所在する者に提供する場合、物品の海上輸送に関するサービス税免除の廃止。当該サービスはインド国外の場所からインドの通関のための税関まで物品の海上輸送に関する。船舶担当の者にサービス税の納税義務が課せられた
- 農村部の銀行口座に関連して、ビジネスファシリテーターが提供するサービスや銀行相当のサービスの免除の範囲の拡大
- 特別な場合、賃貸サービスに関連して、アグリゲーターは顧客をホテル、ゲストハウス等につなげる人を含まない。
- 40%の新減額率が一定の条件のもと、旅行会社に規定された。

[Please click here to access the alert.](#)

コメント

2017-18 年度予算案のアジェンダは、インドを Transform(変革)、Energize(活性化)、Clean(クリーン)することであり、頭文字をとって、TEC インディアと打ち出されました。高額紙幣廃止後の Pain を経て、本年は歴史的な税制改革である GST 導入を間近に控えています。企業にとっても大きく変革し、活性化を図り、大きな Gain を得ていく好機到来です。私どもも、皆様のお役に立てるよう、研鑽し、変革を続けて参ります。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。